

最高裁宛ての署名にご協力ください！

●国の責任を認めず、避難開始時期を短縮した大阪高裁判決

12月18日の大阪高裁判決（牧賢二裁判長）は、国の責任を認めず、避難開始を一審判決（京都地裁）よりも3か月短縮した「2011年12月31日」までとし、それ以降は避難の相当性を認めないとしました。

牧判決は、地震本部が公表した「長期評価」により近い将来巨大津波が福島原発に到来することを予見できたとしてしました。本来なら、そのあとに経産大臣が技術基準適合命令（津波対策）を命じなかったことは法令違反かどうかの判断が続くべきですが、それには触れず「仮に津波対策を命じていたとしても…本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にある」として、国に賠償責任はないと結論づけたのです。

●背景に「国に責任なし」の6・17最高裁判決が…

これより以前の2022年6月17日、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）は、福島原発事故による損害の賠償を求めて国と東電を相手どって争われていた4つの訴訟（生業、群馬、千葉、えひめ）に関し、国が規制権限を行使しなかったことの違法性については判断せず、仮に国が東電に津波対策を指示していたとしても事故は防げなかったとして、「国に責任あり」としていた3つの高裁判決を取り消し、「国に賠償責任はない」との判決を言い渡しました。これについて樋口英明さん（元福井地裁裁判長）は、「国に責任なし」の結論を導きやすくするために規制権限不行使の違法性判断を避けたのではないかという趣旨のことを述べておられます。

大阪高裁判決の「仮に津波対策を命じていたとしても…」という結論部分は、この6・17最高裁判決をコピペしたものでした。

●コピペ判決が続出—「司法の独立」は危機的状況

こうした「結論ありき」の政治的判決に対しては専門家も含めて厳しい批判の声があがっています。また最高裁判事の弁護士枠に東電とつながりのある巨大法律事務所出身の弁護士ばかりが選任されている実態も明らかになり、最高裁への不信も高まっています。そのことは昨年秋の最高裁判事の国民審査で罷免率が34年ぶりに全国平均で10%を超えたことにも示されています。

一方で、この6・17最高裁判決が出て以降、すべての地裁・高裁で6・17判決の結論部分をコピペした判決が続いています。これは、「司法の独立」の危機を示す異常な事態と言えます。司法に対する信頼を取り戻す道は、最高裁自身がいま最高裁に上告している8つの訴訟（山形、みやぎ、千葉2陣、東京、かながわ、新潟、愛知岐阜、京都）について公正に審理し、正しい判決を出すことによって、実質的に6・17不当判決を取り消す以外にありません。

この署名は、最高裁に公正判決を求めています。ぜひ、ご協力をお願いします。

原発賠償京都訴訟団(原告団・弁護団・支援する会)

(連絡先 TEL: 090-8232-1664 (夜間のみ))

E-mail: rentai@s3.dion.ne.jp)